を「T〇六〇一―一」に改め、同表百四十三の項及び百四十四の項中「T〇六〇一―一」を「T〇六〇一―二一〇」に改め、同表百四十五の項及び百四十六の項中「T〇六〇一―一―五」を「T〇六〇一―二一―一〇」に改め、同表百四十七の項中「T〇六〇一―一―一」を「T〇六〇一―二一―二〇二」に改め、同表百四十八の項中「T〇六〇一―一―一」を「T〇六〇一―二一―二〇六」に改め、同表百四十九の項中「T〇六〇一―一―一」を「T〇六〇一―二一―二〇七」に改め、同表三百六十四の項中「Z四七〇三」を「Z四七五一―二―七二―二八」に改め、同表四百五の項中「T〇六〇一―一―一」を「T〇六〇一―二一―二〇五」に改め、同表四百十三の項中「T〇六〇一―一―一」を「T〇六〇一―一」に改め、同表四百八十二の項中「Z四七五一―二―七」を「T〇六〇一―一―三　Z四七五一―二―五四」に改め、同表に次のように加える。

八百二十四	1	鍼（はり）電極低周波治療器	T〇六〇一―一	身体に鍼（はり）電極を挿入して神経及び筋を刺激し、鎮痛又は筋萎縮改善に用いること。

○農林水産省告示第二千四百五十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十五年産の茶に係る同項の農林水産大臣が定める地域及び一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十四年十一月二十日　農林水産大臣　郡司　彰

平成二十五年産の茶に係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該茶に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	一キログラム当たり共済金額の範囲
一類	埼玉県の区域	二〇〇円　一八〇円　一六〇円　一四〇円　一二〇円
	静岡県の区域	二八〇円　二五〇円　二二〇円　二〇〇円　一七〇円
	京都府の区域	六三〇円　五七〇円　五〇〇円　四四〇円　三八〇円
	奈良県の区域	二八〇円　二五〇円　二二〇円　二〇〇円　一七〇円
二類	埼玉県の区域	二〇〇円　一八〇円　一六〇円　一四〇円　一二〇円
	静岡県の区域	二八〇円　二五〇円　二二〇円　二〇〇円　一七〇円
	京都府の区域	六八〇円　六一〇円　五四〇円　四八〇円　四一〇円
	奈良県の区域	三五〇円　三二〇円　二八〇円　二五〇円　二一〇円
三類	埼玉県の区域	三八〇円　三四〇円　三〇〇円　二七〇円　二三〇円
	静岡県の区域	四〇〇円　三六〇円　三二〇円　二八〇円　二四〇円
	京都府の区域	六二〇円　五六〇円　五〇〇円　四三〇円　三七〇円
	奈良県の区域	三五〇円　三二〇円　二八〇円　二五〇円　二一〇円
四類	京都府の区域	七三〇円　六六〇円　五八〇円　五一〇円　四四〇円
	埼玉県の区域	八二〇円　七四〇円　六六〇円　五七〇円　四九〇円
	京都府の区域	八〇〇円　七二〇円　六四〇円　五六〇円　四八〇円
五類	京都府の区域	七三〇円　六六〇円　五八〇円　五一〇円　四四〇円
六類	京都府の区域	八〇〇円　七二〇円　六四〇円　五六〇円　四八〇円

○農林水産省告示第二千四百五十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十五年産の蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める地域及び一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十四年十一月二十日　農林水産大臣　郡司　彰

平成二十五年産の春蚕繭、前期に係る春蚕繭、後期に係る春蚕繭、初秋蚕繭、夏蚕期に係る初秋蚕繭、初秋蚕期に係る初秋蚕繭、晩秋蚕繭、晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭及び晩晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭に係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県、岐阜県、徳島県、愛媛県、高知県及び熊本県の区域とし、これらの蚕繭に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、これらの区域について次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

区分	一キログラム当たり共済金額の範囲
別記の第一区分に掲げる者	一、八七〇円　一、六八〇円　一、五〇〇円　一、三一〇円　一、一二〇円
別記の第二区分に掲げる者	二、一五〇円　一、八七〇円　一、六八〇円　一、五〇〇円　一、三一〇円
別記の第三区分に掲げる者	二、四三〇円　二、一五〇円　一、八七〇円　一、六八〇円　一、五〇〇円